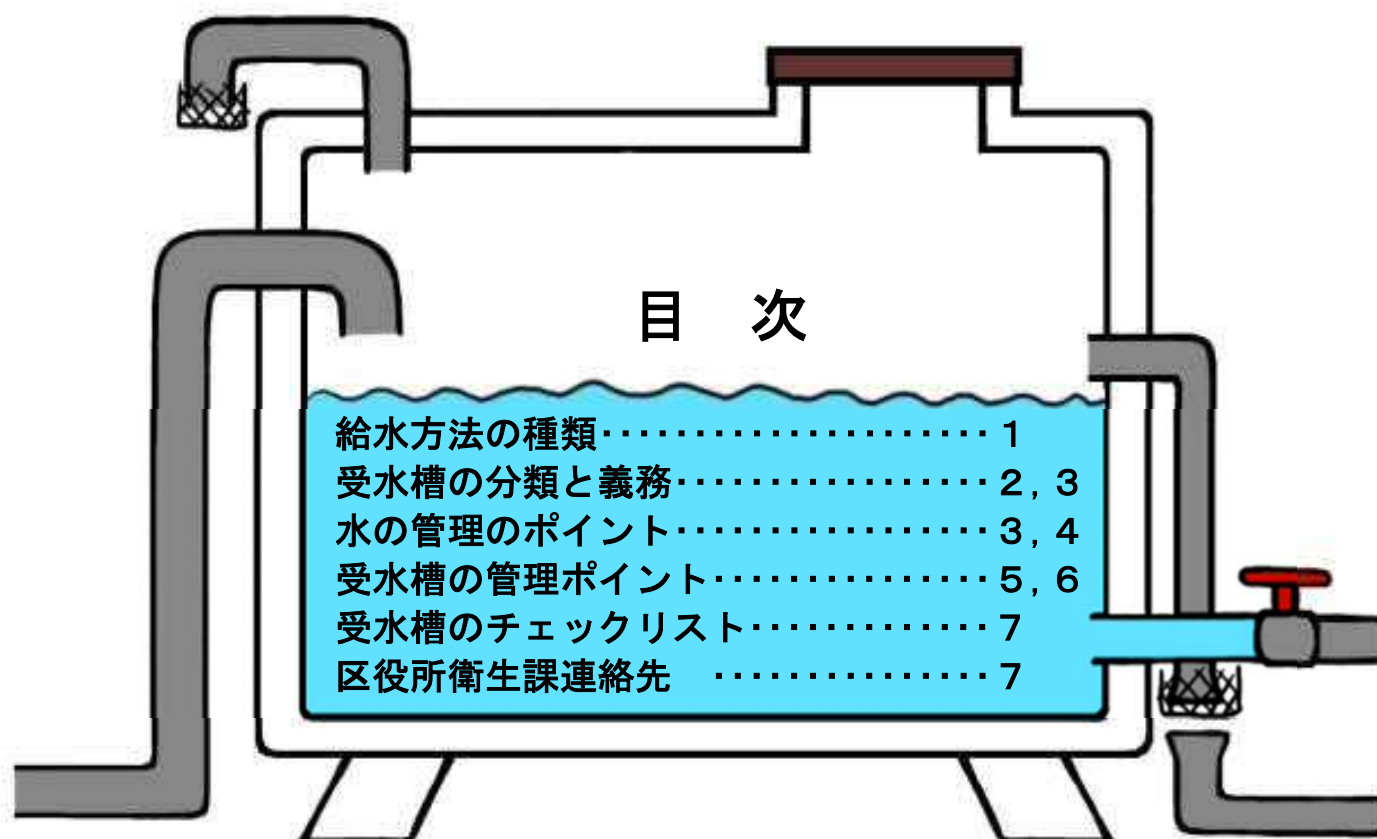


あなたのビルやマンションの 飲み水は大丈夫？

受水槽設置者・管理者の方へ



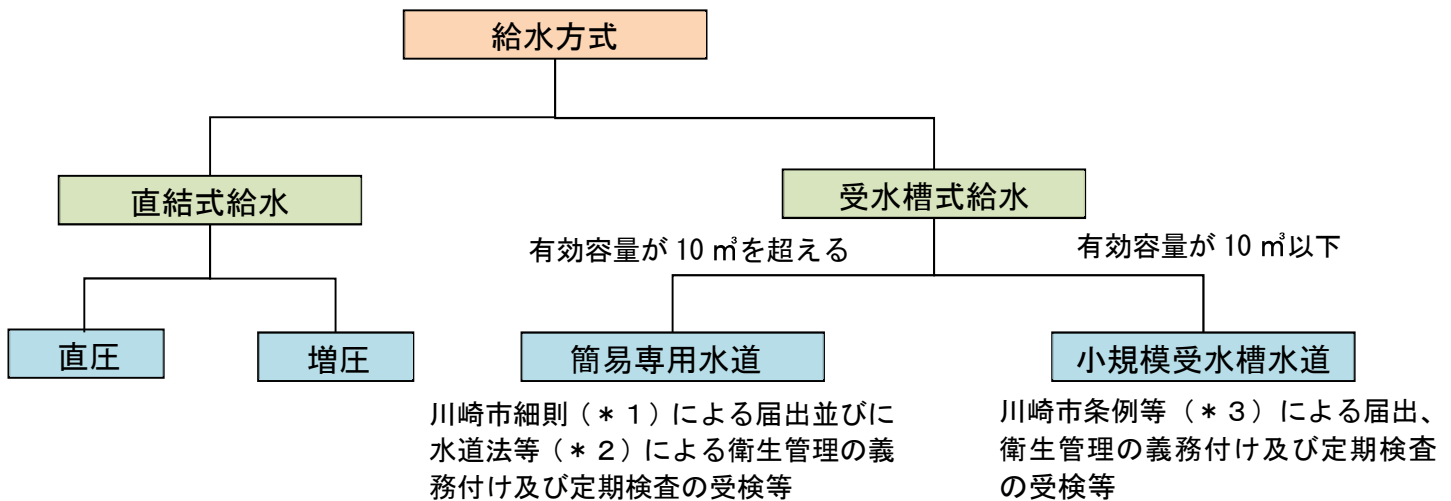
川崎市健康福祉局・区役所衛生課 編



KAWASAKI CITY

給水方法の種類

飲料水の給水方法は次のように分けられます。



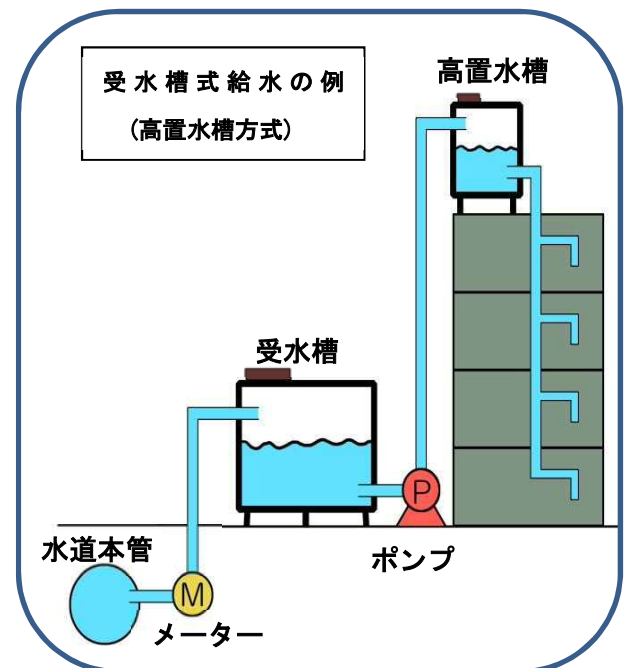
【直結式給水】

水道本管から蛇口までを直接つなげて給水する方式。

【受水槽式給水】

水道水をいったん受水槽にため、給水する方式。次の3つに分けられます。

- 1 **高置水槽方式**：建物の高所に設置した水槽にポンプで揚水し、重力により給水するもの。
- 2 **圧力タンク方式**：受水槽の水をポンプにより圧力タンクに送り、タンク内の空気を圧縮して、その空気圧を利用して給水するもの。
- 3 **タンクレス方式**：受水槽の水をポンプにより直接加圧して給水するもの。加圧ポンプが故障するとすぐに断水になるため、日頃のメンテナンスが重要。



水道メーターから各戸の蛇口までの管理は設置者の責任です。

また、受水槽の有効容量によって簡易専用水道（10 m³を超えるもの）と、小規模受水槽水道（10 m³以下のもの）に分けられます。

- * 1 川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則
- * 2 水道法及び水道法施行規則
- * 3 川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例、
川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則

受水槽の分類と義務

簡易専用水道（水道法）

飲用として上水道から給水を受けた、有効容量が10m³を超える受水槽を利用した水道で、法及び川崎市細則により設置者には次の3つの義務があります。

（1）設置届等の提出（川崎市細則）

受水槽を設置したとき等は所轄の区役所衛生課に届出が必要です。なお、届出様式は川崎市のホームページでダウンロードできます。

（「川崎市 受水槽」で検索をしてください。）

- ・ 受水槽を設置したとき：簡易専用水道設置届（第10号様式）
- ・ 届出内容に変更があった場合：簡易専用水道設置届記載事項変更届（第11号様式）
- ・ 直結式給水に変更した場合や受水槽を撤去した場合：簡易専用水道廃止届（第12号様式）

（2）管理基準の遵守（水道法及び水道法施行規則）

- ① 毎年1回以上、定期的に水槽の清掃を行ってください。
- ② 水槽の点検を常に行い、有機物質や汚水等による汚染を防止しましょう。
- ③ 給水栓（各戸蛇口）での水の色、濁り、臭い、味等に異常を認められたときは水質検査を行ってください。
- ④ 給水する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者及び区役所衛生課に連絡してください。



毎年1回以上、定期的に清掃しましょう！

（3）定期検査の受検（水道法及び水道法施行規則）

厚生労働大臣の登録を受けた検査機関で毎年1回以上、定期検査を受けてください（有料）。（受水槽の清掃とは別に実施してください。水質検査とは異なります。）なお、検査記録は3年間保存してください。

有効容量とは…

受水槽の大きさではなく、ためている水量のうち、構造上使用可能な容量のことです。（5，6ページ：受水槽の管理ポイントの図を参照）

小規模受水槽水道（川崎市条例）

飲用として上水道から給水を受けた、有効容量が10m³以下の受水槽を利用した水道で川崎市条例及び川崎市規則により設置者には次の3つの義務があります。

（1）設置届等の提出（川崎市条例及び川崎市規則）

受水槽の給水を開始したとき等は所轄の区役所衛生課に届出が必要です。なお、届出様式は川崎市のホームページでダウンロードできます。（「川崎市受水槽」で検索をしてください。）

- ・ 受水槽の給水を開始したとき：小規模受水槽水道給水開始届（第8号様式）
- ・ 届出内容に変更があった場合：小規模受水槽水道給水開始届記載事項変更届（第9号様式）
- ・ 直結式給水に変更した場合や受水槽を撤去した場合：小規模受水槽水道廃止届（第10号様式）

（2）管理基準の遵守（川崎市条例及び川崎市規則）

- ① 毎年1回以上、定期的に水槽の清掃を行ってください。
- ② 水槽の点検を常に行い、有機物質や汚水等による汚染を防止しましょう。
- ③ 給水栓（各戸蛇口）での水の色、濁り、臭い、味等に異常を認められたときは水質検査を行ってください。
- ④ 給水する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者及び区役所衛生課に連絡してください。

（3）定期検査の受検（川崎市条例及び川崎市規則）

* 有効容量が8m³を超える受水槽に義務付けられています。

市長の指定を受けた検査機関で毎年1回以上定期検査を受けてください（有料）。（受水槽の清掃とは別に実施してください。水質検査とは異なります。）なお、検査記録は3年間保存してください。

水の管理ポイント

飲み水のチェックは毎日行いましょう

無色透明なガラス製のコップに給水栓（各戸蛇口）から水を取り、次の項目を確認しましょう。異常があれば、水質検査を受けてください。

- ・ 色が透明であること
- ・ 濁りがないこと
- ・ 異臭がしないこと
- ・ 異物がないこと
- ・ 味に異常がないこと

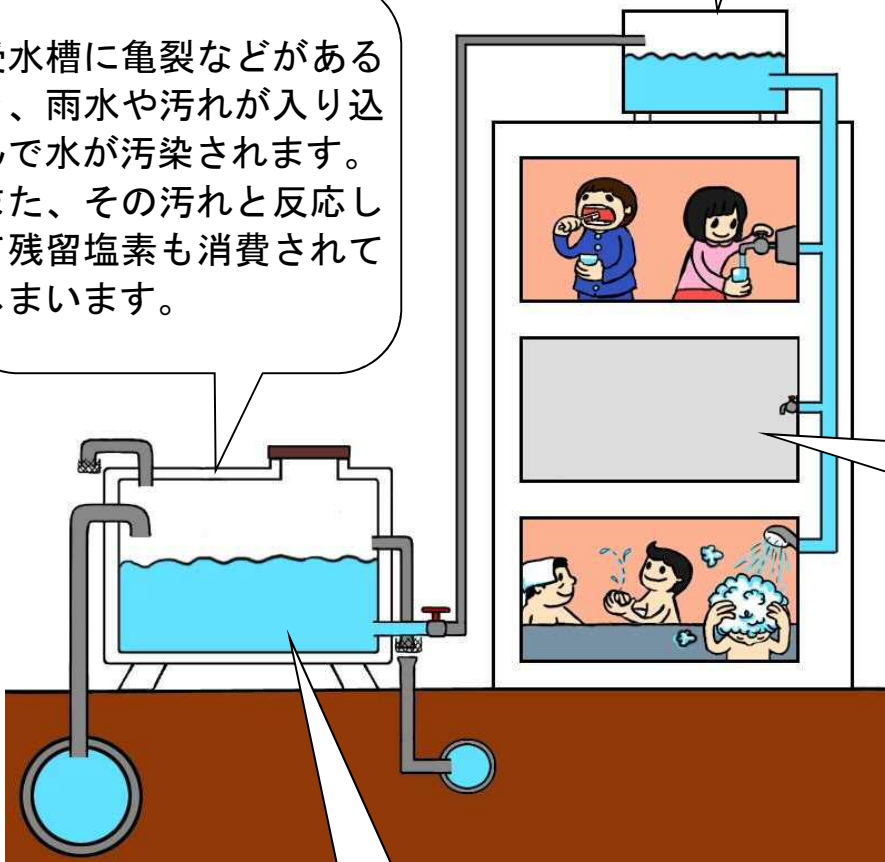


残留塩素について

水道水は、法律で塩素消毒が義務付けられており、給水栓（各戸蛇口）で残留塩素が 0.1 mg/ℓ以上検出されるようになっていています。受水槽は直結式給水に比べ、残留塩素が消費されやすい構造ですので、必要以上の量の水をためておくと、消毒の効果がなくなってしまうことがあります。また、受水槽の点検や清掃などの適切な管理を行っていないと、水質の異常につながる可能性があります。

高置水槽がある場合、滞留時間が長くなったり、温度が高くなるため、残留塩素が少なくなる傾向があります。

受水槽に亀裂などがあると、雨水や汚れが入り込んで水が汚染されます。また、その汚れと反応して残留塩素も消費されてしまいます。



居住者やテナントが退去したり、世帯の人数が減ると、水の使用量が減り受水槽内での滞留時間が長くなるため、残留塩素が少なくなってしまいます。

受水槽や配管が古くなったり、清掃をしていないと、汚れがたまってしまい、水が汚染されます。汚れと反応して残留塩素も消費されてしまいます。

- ・ ボールタップを調節するなどして、利用者や使用水量に見合った有効容量を設定しましょう。
- ・ 毎年1回以上、定期的に受水槽の清掃を行いましょう。
- ・ 受水槽や配管を定期的に点検し、破損や劣化があれば修繕・交換しましょう。

チェックリスト

3～6ページの管理ポイントを参考にして、チェックしてみましょう。

	No	チェック項目	チェック欄
水質検査	1	色は透明か。	
	2	濁りはないか。	
	3	異臭はしないか。	
	4	味に異常はないか。	
	5	異物が混じっていないか。	
	6	残留塩素が検出されるか (0.1ppm 以上)。	

			受水槽	高置水槽
受水槽・高置水槽	7	周辺を物置きにせず、清潔か。		
	8	天井や壁面に亀裂・漏水箇所はないか。		
	9	オーバーフロー管・通気管に防虫網はついているか。また、破れていないか。		
	10	マンホールに鍵をかけているか。		
	11	蓋は防水密閉型で雨水などが入らないか。		
	12	はしごは壊れておらず、安全に上れるか。		
	13	毎年1回以上、定期的に清掃しているか。		
	14	毎年1回以上、定期検査を受けているか。また、検査記録を3年間保存しているか。		

区役所衛生課 連絡先

ビルやマンションの受水槽の管理についての御相談は、
受水槽の所在地の区役所衛生課へお問合せください。

川崎区役所衛生課	川崎区東田町 8	☎044-201-3223
幸区役所衛生課	幸区戸手本町 1-11-1	☎044-556-6681
中原区役所衛生課	中原区小杉町 3-245	☎044-744-3271
高津区役所衛生課	高津区下作延 2-8-1	☎044-861-3321
宮前区役所衛生課	宮前区宮前平 2-20-5	☎044-856-3269
多摩区役所衛生課	多摩区登戸 1775-1	☎044-935-3306
麻生区役所衛生課	麻生区万福寺 1-5-1	☎044-965-5163

【受付時間】 平日 8 : 30 ~ 12 : 00、13 : 00 ~ 17 : 00